

平成30年12月7日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用  
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第4条関係	第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(削る)

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、第1項第6号の休暇にあっては6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員とし、第2項第4号及び第5号の休暇にあっては1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものとし、同項第6号の休暇にあっては同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者(国家公務員法第55条第1

項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。）を同じくする官職（以下この(1)において「特定官職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、(10)の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでないものとし、第2項第7号の休暇にあっては初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定

められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定官職に引き続き在職した期間が1年以上であるものとし、同項第11号の休暇にあっては6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）とする。この場合において、「継続勤務」については第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

(削る)

(2) (1)の「引き続き在職」するものであるかどうか又は「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、第2項第6号に

(1)～(3) (略)

(4) 第1項第7号の「人事院が定める期間」は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までとし、同号の「連続する5日」とは、連続する5暦日をいう。

(5) 第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、同項第4号及び第5号の休暇にあっては1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものとし、同項第6号の休暇にあっては同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務

規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3)～(5) (同左)

(新設)

(新設)

日が121日以上であるもの  
であって、任命権者（国家公  
務員法第55条第1項に規定  
する任命権者及び法律で別に  
定められた任命権者並びにそ  
の委任を受けた者をいう。）  
を同じくする官職（以下この  
(5)において「特定官職」とい  
う。）に引き続き在職した期  
間が1年以上であり、かつ、  
当該申出において、(1)の規定  
により指定期間の指定を希望  
する期間の初日から起算して  
93日を経過する日から6月  
を経過する日までに、その任  
期（任期が更新される場合に  
あっては、更新後のもの）が  
満了すること及び特定官職に  
引き続き採用されないことが  
明らかでないものとし、第2  
項第7号の休暇にあっては初  
めて同号の休暇の承認を請求  
する時点において、1週間の  
勤務日が3日以上とされてい  
る職員又は週以外の期間によ  
って勤務日が定められている

職員で1年間の勤務日が12  
1日以上であるものであり、  
かつ、1日につき定められた  
勤務時間が6時間15分以上  
である勤務日があるものであ  
って、特定官職に引き続き在  
職した期間が1年以上である  
ものとし、同項第11号の休  
暇にあつては6月以上の任期  
が定められている職員又は6  
月以上継続勤務している職員  
(週以外の期間によって勤務  
日が定められている職員で1  
年間の勤務日が47日以下で  
あるものを除く。)とする。  
この場合において、「継続勤  
務」については第3条関係第  
2項の規定の例によるものと  
する。

(6) (5)の「引き続き在職」する  
ものであるかどうか又は「引  
き続き採用」されるものであ  
るかどうかの判断は、それぞ  
れその雇用形態が社会通念上  
中断されていないと認められ  
るかどうかにより行うものと

(新設)

し、「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、第2項第6号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(7)・(8) (略)

(9) 第2項第4号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）第14の第1項(11)の規定の例によるものとし、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この(9)において同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、「人事院の定める

(6)・(7) (同左)

(8) 第2項第4号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）第14の第1項(11)の規定の例によるものとし、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この(8)において同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、「人事院の定める



時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(10)～(14) （略）

2～4 （略）

時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(9)～(13) （同左）

2～4 （同左）

以 上